

平成 27 年度補正(平成 28 年実施)小規模事業者持続化補助金の公募について

平成 27 年度補正(平成 28 年実施)小規模事業者持続化補助金の公募を下記の通り開始します。

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

小規模事業者(注 1)が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の 2/3 を補助します。補助上限額：50 万円（注 2、注 3）。

（注 1）

小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社および個人事業主)」であり、常時使用する従業員の数が 20 人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く))に属する事業を主たる事業として営む者については 5 人以下)の事業者です。

（注 2）

補助対象経費 75 万円の支出の場合、その 2/3 の 50 万円を補助します。同様に、補助対象経費 60 万円の支出の場合は、その 2/3 の 40 万円が補助金額となります。また、補助対象経費 90 万円の支出の場合には、その 2/3 は 60 万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である 50 万円となります。

（注 3）

以下の場合、補助上限額が 100 万円に引き上がります。

- ①雇用を増加させる取り組み
- ②買い物弱者対策の取り組み
- ③海外展開の取り組み

（注 4）

原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が 100 万円～500 万円となります(連携する小規模事業者数によります)。

（注 5）

商工会員、非会員を問わず、応募可能です。

1. 受付開始

平成 28 年 2 月 26 日(金)

2. 受付締切

平成 28 年 5 月 13 日(金)締切日当日消印有効

* 申し込みにあたり、補助金申請者が所在する地区の商工会・商工会議所で書類を確認する作業が必要のため、**4 月 28 日(木)**までを目安にお申込みください。

3. 申請書提出先・問い合わせ先

補助金申請者が所在する商工会連合会

※詳細は公募要領をご覧ください。

4. 応募方法

応募にあたっては、公募要領をご覧ください、申請書様式により提出して下さい。

◇参考 URL

中小企業庁・平成 28 年度予算関連事業/平成 27 年度補正予算関連事業

<http://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/index.htm>

◇添付ファイル(IE11 で動作確認しております)

持続化補助金_東京都商工会公募要領(PDF)

[H27tokyo_youryou_0226_4.pdf](#)

持続化補助金申請書作成・提出に関する注意(PDF)

《必ずお読みください》

[H27tokyo_caution_0304.pdf](#)

持続化補助金申請様式一式(Word : Zip 圧縮)

[youshikiset.zip](#)